

病院局における入札情報の公表に関する要綱

17川病総経第413号

平成17年6月10日 局長専決

(目的)

第1条 この要綱は、病院局において執行する契約について、インターネットを利用し、入札情報を公表するために必要な手続きを定めることを目的とする。

(公表内容)

第2条 公表する入札情報の内容は、入札案件情報及び落札結果情報とする。

(対象案件)

第3条 入札情報を公表する案件は別表のとおりとする。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

- (1) 川崎市情報公開条例(平成13年3月29日条例第1号)第8条に規定する不開示情報に該当するもの
- (2) 件数が極めて多数である等の事由により、公表することが技術的に困難であるもの
- (3) その他、病院局長が公表することを不適當であると認めるもの

附則

この要綱は平成17年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

種 別	契約方法	契 約 形 態					
		総 価 契 約		単 価 契 約		基本単価契約	
		入札案件 情 報	落札結果 情 報	入札案件 情 報	落札結果 情 報	入札案件 情 報	落札結果 情 報
工事請負契約	一般競争入札						
	指名競争入札	WTO		WTO			
	随 意 契 約						
委 託 契 約	一般競争入札						
	指名競争入札	WTO		WTO			
	随 意 契 約		WTO		WTO		
物品調達契約	一般競争入札						
	指名競争入札					WTO	WTO
	随 意 契 約		WTO		WTO		WTO

「随意契約」とあるのは、見積合せを含む。

「 」とあるのは、全ての案件を対象とする。

「WTO」とあるのは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける案件のみを対象とする。